

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	装 備 品 等 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	航空自衛隊くし	市ヶ谷基LP Sー	
		承 認	令和 8 年 月 日
		作 成	令和 8 年 月 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊等名	航空幕僚監部 総務部総務課広報室

1 一般事項

この仕様書は、航空幕僚監部総務部総務課広報室（以下“官側”という。）の広報活動で使用する航空自衛隊くしの調達について規定する。航空自衛隊くしの仕様は、**箇条3**に規定する事項を除き製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2 製品に関する要求

製品に関する要求は、調達要領指定書による。

3 特別な要求

特別な要求は、調達要領指定書による。

4 品質確認

4.1 監督・検査

監督及び検査は、関係標準契約条項及び契約担当官の定めるところによる。

5 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書による。

6 その他の指示

6.1 承認用見本

契約の相手方は、着手に先立ち、承認用見本品を官側に提出し、外観、色調等について承認を受けるものとし、承認を得られない場合は、官側の指示のもと再校正を実施する。なお、再校正は3回までとする。

6.2 制作

製品に使用するデザインの制作は、次による。

- 契約の相手方は、Adobe 社 InDesign, Adobe 社 Photoshop, Adobe 社 Illustrator を複合的に使用し制作するものとし、官側に同意のないソフトの指定及び限定は認めない。
- 制作内容においては、二次利用及び無断複製（官側へ提出した実例のあるもの又はその実例及び市場に在るものから無断で引用したものを含む。）によるものは不可とする。
- 契約の相手方は、制作に掛かる諸経費について、契約金額内に明確に示すものとする。
- 契約の相手方は、製品納入時において、官側の指定する媒体で制作データを返納するものとする。

6.3 著作権及びその他の権利

この仕様書において、著作権法（昭和45年法律第48号）を引用するものとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約締結時における最新版とする。ただし、契約締結後に当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議するものとする。なお、本契約におけるすべての納入物（官側へ提出したデザイン案のすべてを含む。）の著作権及びその他の権利は官側に帰属するほか、細部は次による。

- a) 契約の相手方は、納入物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の知的財産権（契約の相手方以外の第三者に帰属している著作権その他の知的財産権を除く。以下「著作権等」という。）を当該納入物の引渡時に官側へ無償で譲渡するものとする。
- b) 契約の相手方は、官側が求める場合には、譲渡証の作成又は譲渡を証する書面等の作成に協力しなければならない。なお、官側は納入物を二次利用（他社に依頼して同様の製品を作成する。）する場合がある。
- c) 契約の相手方は、納入物のうち6.3.a)の規定の対象外で、著作権等が第三者に帰属している著作物については、官側が納入物を利用するために必要な許諾を、当該第三者に得るものとする。
- d) 契約の相手方は、6.3.a)の規定により官側に著作権等を譲渡した納入物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないことに同意する。
- e) 契約の相手方は、納入物の著作者が契約の相手方以外の第三者であるときは、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- f) 契約の相手方は、納入物の複製、再配布、二次利用及び他への転用をしないものとする。

6.4 その他必要な事項

その他必要な事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約締結後、速やかに納入までの計画を提示し、官側の承認を得るものとする。なお、契約の相手方都合による計画変更は原則認めないが、官側の承認を得た場合はこの限りではない。
- b) この仕様書の規定において、適正な履行状況を確認するため、必ず対面により協議を行うものとする。細部は調達要領指定書による。
- c) この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官と書面により協議するものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調達要求年月日	令和8年 月 日
	作 成 部 課	航空幕僚監部総務部総務課広報室
	作 成 年 月 日	令和8年 月 日
品 名	航空自衛隊くし	
仕 様 書 番 号	市ヶ谷基LPSー	
指定事項： 2 製品に関する要求 2.1 製品の要求仕様 製品の要求仕様は、次によるほか、細部は商習慣による。 a) 材質：本体（プラスチック）鏡部分（樹脂ミラー）（基準） b) 寸法：（クローズ時）縦100mm×横30mm×厚さ1.0mm（基準） （オープン時）縦180mm×横30mm×厚さ1.0mm（基準） 3 特別な要求 3.1 印刷及び加工方法 a) 印刷方法 フルカラーデジタル印刷 b) 加工方法 グロス加工，マット仕上げ 1) 契約の相手方は，デザイン案を制作し，官側へ提出すること。なお内容については，官側の意向を踏まえ協議のうえ制作に着手すること。 2) 契約の相手方は，デザインの考案及び編集並びに制作を，社内，外部委託に関わらず，専業のデザイナー若しくはクリエイターに担当させること。 3) 印刷内容の制作に必要な素材は，契約の相手方が準備するものとし，取扱いについては，6.2及び6.3に準ずるものとする。なお，官側の意向により必要と判断した場合のみ，イメージラフ及びサンプルとなる入稿データ（Windows版PowerPointに限る。）を準備する。（付図参照） 5 出荷条件 5.1 包装及び梱包 包装及び梱包は，次によるほか，細部は商慣習のとおりとする。 a) 包装 包装は，透明ポリ袋を使用し，個包装すること。 b) 梱包 梱包は，次による。 1) 梱包については，発送及び運搬に耐えうる強度の段ボール（Cフルート4mm以上の強度）を使用するとともに，輸送中の箱潰れ及び破損等を防止するための対策を講じること。なお，納品後の検品において，輸送中の箱潰れ及び破損等が確認された場合の損害の補償は，全て契約の相手方が責を負うものとし，官側の指示を受け，速やかに補償対応を行うものとする。 2) 1 梱包納入数は官側の意向を反映する事。 3) 端数がある場合は，隙間なく梱包するとともに，発送及び運搬に最適な荷姿にすること。		

※ 航空自衛隊 くし デザインの方向性

航空宇宙自衛隊のロゴと装備機のイラストなどを組み合わせ、航空宇宙自衛隊の活動をイメージさせるデザインにすること。

※ 航空自衛隊 くし デザインの一例



航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	装 備 品 等 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	航空自衛隊定規	市ヶ谷基LP Sー	
		承 認	令和 8 年 月 日
		作 成	令和 8 年 月 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊等名	航空幕僚監部 総務部総務課広報室

1 一般事項

この仕様書は、航空幕僚監部総務部総務課広報室（以下“官側”という。）の広報活動で使用する航空自衛隊定規の調達について規定する。航空自衛隊定規の仕様は、**箇条3**に規定する事項を除き製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2 製品に関する要求

製品に関する要求は、調達要領指定書による。

3 特別な要求

特別な要求は、調達要領指定書による。

4 品質確認

4.1 監督・検査

監督及び検査は、関係標準契約条項及び契約担当官の定めるところによる。

5 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書による。

6 その他の指示

6.1 承認用見本

契約の相手方は、製作の着手に先立ち、承認用見本品を官側に提出し、外観、形状、色調等について承認を受けるものとし、承認を得られない場合は、官側の指示のもと再校正を実施する。なお、再校正は3回までとする。

6.2 制作

製品に使用するデザインの制作は、次による。

- 契約の相手方は、Adobe 社 InDesign, Adobe 社 Photoshop, Adobe 社 Illustrator を複合的に使用し制作するものとし、官側に同意のないソフトの指定及び限定は認めない。
- 制作内容においては、二次利用及び無断複製（官側へ提出した実例のあるもの又はその実例及び市場に在るものから無断で引用したものを含む。）によるものは不可とする。
- 契約の相手方は、制作に掛かる諸経費について、契約金額内に明確に示すものとする。
- 契約の相手方は、製品納入時において、官側の指定する媒体で制作データを返納するものとする。

6.3 著作権及びその他の権利

この仕様書において、著作権法（昭和45年法律第48号）を引用するものとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約締結時における最新版とする。ただし、契約締結後に当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議するものとする。なお、本契約におけるすべての納入物（官側へ提出したデザイン案のすべてを含む。）の著作権及びその他の権利は官側に帰属するほか、細部は次による。

- a) 契約の相手方は、納入物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の知的財産権（契約の相手方以外の第三者に帰属している著作権その他の知的財産権を除く。以下「著作権等」という）を当該納入物の引渡時に官側へ無償で譲渡するものとする。
- b) 契約の相手方は、官側が求める場合には、譲渡証の作成又は譲渡を証する書面等の作成に協力しなければならない。なお、官側は納入物を二次利用（他社に依頼して同様の製品を作成する）する場合がある。
- c) 契約の相手方は、納入物のうち 6.3. a) の規定の対象外で、著作権等が第三者に帰属している著作物については、官側が納入物を利用するために必要な許諾を当該第三者に得るものとする。
- d) 契約の相手方は、6.3. a) の規定により官側に著作権等を譲渡した納入物に関する著作人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないことに同意する。
- e) 契約の相手方は、納入物の著作権者が契約の相手方以外の第三者であるときは、当該第三者が著作人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- f) 契約の相手方は、納入物の複製、再配布、二次利用及び他への転用をしないものとする。

6.4 その他必要な事項

その他必要な事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約締結後、速やかに納入までの計画を提示し、官側の承認を得るものとする。なお、契約の相手方都合による計画変更は原則認めないが、官側の承認を得た場合はこの限りではない。
- b) この仕様書の規定において、適正な履行状況を確認するため、必ず対面により協議を行うものとする。細部は調達要領指定書による。
- c) この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官と書面により協議するものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調達要求年月日	令和8年 月 日
	作 成 部 課	航空幕僚監部総務部総務課広報室
	作 成 年 月 日	令和8年 月 日
品 名	航空自衛隊定規	
仕 様 書 番 号	市ヶ谷基LP Sー	
指定事項： 2 製品に関する要求 2.1 製品の要求仕様 製品の要求仕様は、次によるほか、細部は商習慣による。 a) 材質：アルミニウム/アルマイト加工（基準） b) 寸法：縦160mm×横22mm×厚さ1.5mm（基準） 3 特別な要求 3.1 印刷及び加工方法 a) 加工方法 レザー刻印 （基準） 1) 契約の相手方は、デザイン案を制作し、官側へ提出すること。なお内容については、官側の意向を踏まえ協議のうえ制作に着手すること。 2) 契約の相手方は、デザインの考案及び編集並びに制作を、社内、外部委託に関わらず、専門のデザイナー若しくはクリエイターに担当させること。 3) 印刷内容の制作に必要な素材は、契約の相手方が準備するものとし、取扱いについては、6.2及び6.3に準ずるものとする。なお、官側の意向により必要と判断した場合のみ、イメージラフ及びサンプルとなる入稿データ（Windows版PowerPointに限る。）を準備する。（付図参照） 5 出荷条件 5.1 包装及び梱包 包装及び梱包は、次によるほか、細部は商慣習のとおりとする。 a) 包装 包装は、透明ポリ袋を使用し、個包装すること。 b) 梱包 梱包は、次による。 1) 梱包については、発送及び運搬に耐えうる強度の段ボール（Cフルート4mm以上の強度）を使用するとともに、輸送中の箱潰れ及び破損等を防止するための対策を講じること。なお、納品後の検品において、輸送中の箱潰れ及び破損等が確認された場合の損害の補償は、全て契約の相手方が責を負うものとし、官側の指示を受け、速やかに補償対応を行うものとする。 2) 1 梱包の納入数は官側の意向を反映する事。 3) 端数がある場合は、発送及び運搬に最適な荷姿にすること。		

※ 航空自衛隊定規 デザインの方向性

航空自衛隊が令和 8 年度末時点で保有する航空機の中から 5 機種を選び、それぞれの外観（イラスト or CG）と航空自衛隊のロゴ・エンブレムを組み合わせた 5 種のデザインにすること。

※ 航空自衛隊定規 デザインデザインの一例



航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	装 備 品 等 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	航空自衛隊アクリルキーホルダー	市ヶ谷基LP Sー	
		承 認	令和 8 年 月 日
		作 成	令和 8 年 月 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊等名	航空幕僚監部 総務部総務課広報室

1 一般事項

この仕様書は、航空幕僚監部総務部総務課広報室（以下“官側”という。）の広報、活動で使用する航空自衛隊アクリルキーホルダーの調達について規定する。航空自衛隊アクリルキーホルダーの仕様は、**箇条3**に規定する事項を除き製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2 製品に関する要求

製品に関する要求は、調達要領指定書による。

3 特別な要求

特別な要求は、調達要領指定書による。

4 品質確認

4.1 監督・検査

監督及び検査は、関係標準契約条項及び契約担当官の定めるところによる。

5 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書による。

6 その他の指示

6.1 承認用見本

契約の相手方は、製作の着手に先立ち、承認用見本品を官側に提出し、外観、形状、色調等について承認を受けるものとし、承認を得られない場合は、官側の指示のもと再校正を実施する。なお、再校正は3回までとする。

6.2 制作

製品に使用するデザインの制作は、次による。

- 契約の相手方は、Adobe 社 InDesign, Adobe 社 Photoshop, Adobe 社 Illustrator を複合的に使用し制作するものとし、官側に同意のないソフトの指定及び限定は認めない。
- 制作内容においては、二次利用及び無断複製（官側へ提出した実例のあるもの又はその実例及び市場に在るものから無断で引用したものを含む。）によるものは不可とする。
- 契約の相手方は、制作に掛かる諸経費について、契約金額内に明確に示すものとする。
- 契約の相手方は、製品納入時において、官側の指定する媒体で制作データを返納するものとする。

6.3 著作権及びその他の権利

この仕様書において、著作権法（昭和45年法律第48号）を引用するものとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約締結時における最新版とする。ただし、契約締結後に当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議するものとする。なお、本契約におけるすべての納入物（官側へ提出したデザイン案のすべてを含む。）の著作権及びその他の権利は官側に帰属するほか、細部は次による。

- a) 契約の相手方は、納入物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の知的財産権（契約の相手方以外の第三者に帰属している著作権その他の知的財産権を除く。以下「著作権等」という。）を当該納入物の引渡時に官側へ無償で譲渡するものとする。
- b) 契約の相手方は、官側が求める場合には、譲渡証の作成又は譲渡を証する書面等の作成に協力しなければならない。なお、官側は納入物を二次利用（他社に依頼して同様の製品を作成する。）する場合がある。
- c) 契約の相手方は、納入物のうち 6.3. a) の規定の対象外で、著作権等が第三者に帰属している著作物については、官側が納入物を利用するために必要な許諾を、当該第三者に得るものとする。
- d) 契約の相手方は、6.3. a) の規定により官側に著作権等を譲渡した納入物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないことに同意する。
- e) 契約の相手方は、納入物の著作者が契約の相手方以外の第三者であるときは、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- f) 契約の相手方は、納入物の複製、再配布、二次利用及び他への転用をしないものとする。

6.4 その他必要な事項

その他必要な事項は、次による。

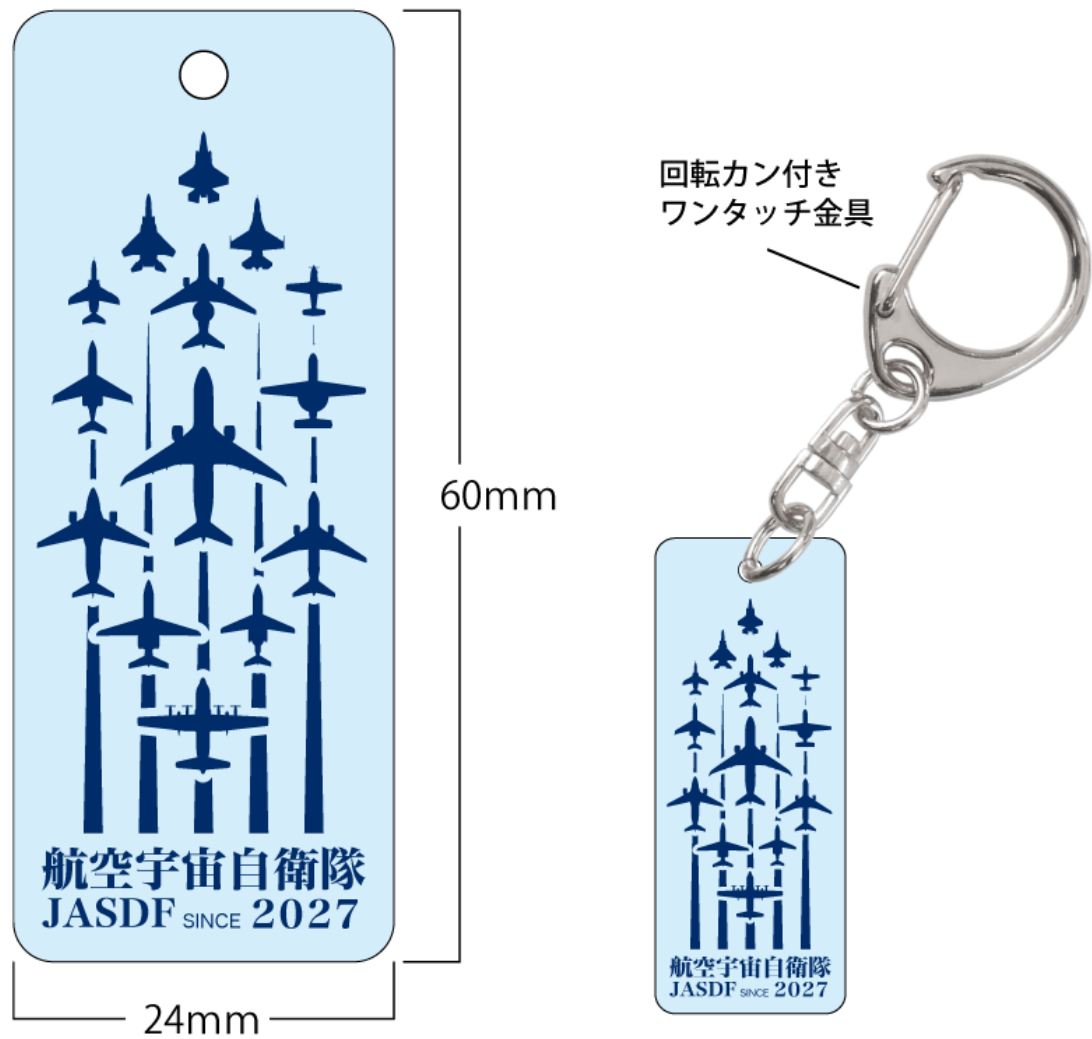
- a) 契約の相手方は、契約締結後、速やかに納入までの計画を提示し、官側の承認を得るものとする。なお、契約の相手方都合による計画変更は原則認めないが、官側の承認を得た場合はこの限りではない。
- b) この仕様書の規定において、適正な履行状況を確認するため、必ず対面により協議を行うものとする。細部は調達要領指定書による。
- c) この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官と書面により協議するものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調達要求年月日	令和8年 月 日
	作 成 部 課	航空幕僚監部総務部総務課広報室
	作 成 年 月 日	令和8年 月 日
品 名	航空自衛隊アクリルキーホルダー	
仕 様 書 番 号	市ヶ谷基LP Sー	
指定事項： 2 製品に関する要求 2.1 製品の要求仕様 製品の要求仕様は、次によるほか、細部は商習慣による。 a) 材質：透明アクリル（ブルー） b) 寸法：24mm×60mm×3mm（基準） 3 特別な要求 3.1 印刷及び加工方法 a) 印刷方法 フルカラーデジタル印刷（基準） b) 付属品：回転カン付きワンタッチ金具（基準） c) 加工方法 加工方法は次による。 1) 契約の相手方は、デザイン案を制作し、官側へ提出すること。なお内容については、官側の意向を踏まえ協議のうえ制作に着手すること。 2) 契約の相手方は、デザインの考案及び編集並びに制作を、社内、外部委託に関わらず、専門のデザイナー若しくはクリエイターに担当させること。 3) 印刷内容の制作に必要な素材は、契約の相手方が準備するものとし、取扱いについては、6.2及び6.3に準ずるものとする。なお、官側の意向により必要と判断した場合のみ、イメージラフ及びサンプルとなる入稿データ（Windows版PowerPointに限る。）を準備する。（付図参照） 5 出荷条件 5.1 包装及び梱包 包装及び梱包は、次によるほか、細部は商慣習のとおりとする。 a) 包装 包装は、OPP袋を使用し、個包装すること。 b) 梱包 梱包は、次による。 1) 梱包については、発送及び運搬に耐えうる強度の段ボール（Cフルート4mm以上の強度）を使用するとともに、輸送中の箱潰れ及び破損等を防止するための対策を講じること。なお、納品後の検品において、輸送中の箱潰れ及び破損等が確認された場合の損害の補償は、全て契約の相手方が責を負うものとし、官側の指示を受け、速やかに補償対応を行うものとする。 2) 1 梱包の納入数は官側の意向を反映する事。 3) 端数がある場合は、隙間なく梱包するとともに、発送及び運搬に最適な荷姿にすること。		

※ 航空自衛隊アクリルキーホルダー デザインの方向性

航空宇宙自衛隊のロゴと装備機のイラストなどを組み合わせ、航空宇宙自衛隊の活動をイメージさせるデザインにすること。

※ 航空自衛隊アクリルキーホルダー デザインの一例



航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	装 備 品 等 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	航空自衛隊ボールペン2	市ヶ谷基LP Sー	
		承 認	令和 年 月 日
		作 成	令和 年 月 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊等名	航空幕僚監部 総務部総務課広報室

1 一般事項

この仕様書は、航空幕僚監部総務部総務課広報室（以下“官側”という。）の広報活動で使用する航空自衛隊ボールペン2の調達について規定する。航空自衛隊ボールペン2の仕様は、**箇条3**に規定する事項を除き製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。なお、この仕様書に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

2 品名及びカタログ製品名

この仕様書で調達する製品の品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3 特別な要求

特別な要求は、調達要領指定書による。

4 品質確認

4.1 監督・検査

監督及び検査は、関係標準契約条項及び契約担当官の定めるところによる。

5 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書による。

6 その他の指示

6.1 承認用見本

契約の相手方は、着手に先立ち、承認用見本品を官側に提出し、外観、形状、色調等について承認を受けるものとし、承認を得られない場合は、官側の指示のもと再校正を実施する。なお、再校正は3回までとする。

6.2 制作

製品に使用するデザインの制作は、次による。

- a) 契約の相手方は、Adobe 社 InDesign, Adobe 社 Photoshop, Adobe 社 Illustrator を複合的に使用し制作するものとし、官側に同意のないソフトの指定及び限定は認めない。
- b) 制作内容においては、二次利用及び無断複製（官側へ提出した実例のあるもの又はその実例及び市場に在るものから無断で引用したものを含む。）によるものは不可とする。契約の相手方は、制作に掛かる諸経費について、契約金額内に明確に示すものとする。
- c) 契約の相手方は、製品納入時において、官側の指定する媒体で制作データを返納するものとする。

6.3 著作権及びその他の権利

この仕様書において、著作権法（昭和45年法律第48号）を引用するものとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約締結時における最新版とする。ただし、契約締結後に当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議するものとする。なお、本契約におけるすべての納入物（官側へ提出したデザイン案のすべてを含む。）の著作権及びその他の権利は官側に帰属するほか、細部は次による。

- a) 契約の相手方は、納入物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の知的財産権（契約の相手方以外の第三者に帰属している著作権その他の知的財産権を除く。以下「著作権等」という。）を当該納入物の引渡時に官側へ無償で譲渡するものとする。
- b) 契約の相手方は、官側が求める場合には、譲渡証の作成又は譲渡を証する書面等の作成に協力しなければならない。なお、官側は納入物を二次利用（他社に依頼して同様の製品を作成する。）する場合がある。
- c) 契約の相手方は、納入物のうち 6.3. a) の規定の対象外で、著作権等が第三者に帰属している著作物については、官側が納入物を利用するために必要な許諾を、当該第三者に得るものとする。
- d) 契約の相手方は、6.3. a) の規定により官側に著作権等を譲渡した納入物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないことに同意する。
- e) 契約の相手方は、納入物の著作者が契約の相手方以外の第三者であるときは、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- f) 契約の相手方は、納入物の複製、再配布、二次利用及び他への転用をしないものとする。

6.4 その他必要な事項

その他必要な事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約締結後、速やかに納入までの計画を提示し、官側の承認を得るものとする。なお、契約の相手方都合による計画変更は原則認めないが、官側の承認を得た場合はこの限りではない。
- b) この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官と書面により協議するものとする。

調 達 要 求 番 号		作 成 部 課	航空幕僚監部 総務部 総務課 広報室						
調達要求年月日	令和 年 月 日	作成年月日	令和8年 月 日						
仕 様 書 番 号	市ヶ谷基LP Sー								
<table><tr><td>品名</td><td>カタログ製品名</td><td>数量</td></tr><tr><td>航空自衛隊ボールペン</td><td>(株) 三菱鉛筆 (株) /油性ボールペン ジェットストリーム S X E 3ー400Aー07又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) 機能：ノック式/インク色(油性)：黒・赤・青 ボール及び芯径：0.7mm</td><td></td></tr></table>				品名	カタログ製品名	数量	航空自衛隊ボールペン	(株) 三菱鉛筆 (株) /油性ボールペン ジェットストリーム S X E 3ー400Aー07又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) 機能：ノック式/インク色(油性)：黒・赤・青 ボール及び芯径：0.7mm	
品名	カタログ製品名	数量							
航空自衛隊ボールペン	(株) 三菱鉛筆 (株) /油性ボールペン ジェットストリーム S X E 3ー400Aー07又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) 機能：ノック式/インク色(油性)：黒・赤・青 ボール及び芯径：0.7mm								

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調達要求年月日	令和8年 月 日
	作 成 部 課	航空幕僚監部 総務部総務課広報室
	作 成 年 月 日	令和8年 月 日
品 名	航空自衛隊ボールペン2	
仕 様 書 番 号	市ヶ谷基LP Sー	
指定事項： 3 特別な要求 3.1 印刷 印刷は、次によるほか、細部は商慣習のとおりとする。 a) 印刷方法 単色 回転シルク印刷とする。(基準) b) 加工方法 加工方法は、次による。 1) 契約の相手方は、デザイン案を制作し、官側へ提出すること。なお内容については、官側の意向を踏まえ協議のうえ制作に着手すること。 2) 契約の相手方は、デザインの考案及び編集並びに制作を、社内、外部委託に関わらず、専門のデザイナー若しくはクリエイターに担当させること。 3) 印刷内容の制作に必要な素材は、契約の相手方が準備するものとし、取扱いについては、6.2及び6.3に準ずるものとする。なお、官側の意向により必要と判断した場合のみ、イメージラフ及びサンプルとなる入稿データ（Windows版PowerPointに限る。）を準備する。(付図参照) c) 印刷範囲 官側が承認及び選定したデザインの内容に応じた範囲とするほか製品の性能に支障のない箇所とし、契約相手方の指定及び限定は認めない。(付図参照) 5 出荷条件 5.1 包装及び梱包 包装及び梱包は、次によるほか、細部は商慣習のとおりとする。 a) 包装 透明ポリ袋を使用し、個包装すること。 b) 梱包 梱包は、次による。 1) 梱包については、発送及び運搬に耐えうる強度の段ボール（Cフルート4mm以上の強度）を使用するとともに輸送中の箱潰れ及び破損等を防止するための対策を講じること。なお、納品後の検品において、輸送中の箱潰れ及び破損等が確認された場合の損害の補償は、全て契約の相手方が責を負うものとし、官側の指示を受け、速やかに補償対応を行うものとする。 2) 1 梱包納入数は官側の意向を反映する事。 3) 端数がある場合は、隙間なく梱包するとともに、発送及び運搬に最適な荷姿にすること。		

※ 航空自衛隊 ボールペン 2 デザインの方向性

航空宇宙自衛隊のロゴをモチーフとしたデザインにすること。

※ 航空自衛隊ボールペン 2 デザインの一例



航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	装 備 品 等 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	航空自衛隊ボールペン 1	市ヶ谷基LP Sー	
		承 認	令和 年 月 日
		作 成	令和 年 月 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊等名	航空幕僚監部 総務部総務課広報室

1 一般事項

この仕様書は、航空幕僚監部総務部総務課広報室（以下“官側”という。）の広報活動で使用する航空自衛隊ボールペン 1 の調達について規定する。航空自衛隊ボールペン 1 の仕様は、**箇条 3**に規定する事項を除き製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。なお、この仕様書に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

2 品名及びカタログ製品名

この仕様書で調達する製品の品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3 特別な要求

特別な要求は、調達要領指定書による。

4 品質確認

4.1 監督・検査

監督及び検査は、関係標準契約条項及び契約担当官の定めるところによる。

5 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書による。

6 その他の指示

6.1 承認用見本

契約の相手方は、製作の着手に先立ち、承認用見本品を官側に提出し、外観、形状、色調等について承認を受けるものとし、承認を得られない場合は、官側の指示のもと再校正を実施する。なお、再校正は3回までとする。

6.2 制作

製品に使用するデザインの制作は、次による。

- 契約の相手方は、Adobe 社 InDesign, Adobe 社 Photoshop, Adobe 社 Illustrator を複合的に使用し制作するものとし、官側に同意のないソフトの指定及び限定は認めない。
- 制作内容においては、二次利用及び無断複製（官側へ提出した実例のあるもの又はその実例及び市場に在るものから無断で引用したものを含む。）によるものは不可とする。契約の相手方は、制作に掛かる諸経費について、契約金額内に明確に示すものとする。
- 契約の相手方は、製品納入時において、官側の指定する媒体で制作データを返納するものとする。

6.3 著作権及びその他の権利

この仕様書において、著作権法（昭和45年法律第48号）を引用するものとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約締結時における最新版とする。ただし、契約締結後に当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議するものとする。なお、本契約におけるすべての納入物（官側へ提出したデザイン案のすべてを含む。）の著作権及びその他の権利は官側に帰属するほか、細部は次による。

- a) 契約の相手方は、納入物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の知的財産権（契約の相手方以外の第三者に帰属している著作権その他の知的財産権を除く。以下「著作権等」という。）を当該納入物の引渡時に官側へ無償で譲渡するものとする。
- b) 契約の相手方は、官側が求める場合には、譲渡証の作成又は譲渡を証する書面等の作成に協力しなければならない。なお、官側は納入物を二次利用（他社に依頼して同様の製品を作成する。）する場合がある。
- c) 契約の相手方は、納入物のうち 6.3. a) の規定の対象外で、著作権等が第三者に帰属している著作物については、官側が納入物を利用するために必要な許諾を、当該第三者に得るものとする。
- d) 契約の相手方は、6.3. a) の規定により官側に著作権等を譲渡した納入物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないことに同意する。
- e) 契約の相手方は、納入物の著作者が契約の相手方以外の第三者であるときは、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- f) 契約の相手方は、納入物の複製、再配布、二次利用及び他への転用をしないものとする。

6.4 その他必要な事項

その他必要な事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約締結後、速やかに納入までの計画を提示し、官側の承認を得るものとする。なお、契約の相手方都合による計画変更は原則認めないが、官側の承認を得た場合はこの限りではない。
- b) この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官と書面により協議するものとする。

調 達 要 求 番 号		作 成 部 課	航空幕僚監部 総務部 総務課 広報室						
調達要求年月日	令和 年 月 日	作成年月日	令和8年 月 日						
仕 様 書 番 号	市ヶ谷基LP Sー								
<table><tr><td>品名</td><td>カタログ製品名</td><td>数量</td></tr><tr><td>航空自衛隊ボールペン1</td><td>(株) 三菱鉛筆 (株) /油性ボールペン ジェットストリーム MSXE3ー800又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) 機能：ノック式/インク色(油性)：黒・赤・シャープ ボール及び芯径：0.7mm</td><td></td></tr></table>				品名	カタログ製品名	数量	航空自衛隊ボールペン1	(株) 三菱鉛筆 (株) /油性ボールペン ジェットストリーム MSXE3ー800又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) 機能：ノック式/インク色(油性)：黒・赤・シャープ ボール及び芯径：0.7mm	
品名	カタログ製品名	数量							
航空自衛隊ボールペン1	(株) 三菱鉛筆 (株) /油性ボールペン ジェットストリーム MSXE3ー800又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) 機能：ノック式/インク色(油性)：黒・赤・シャープ ボール及び芯径：0.7mm								

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調達要求年月日	令和8年 月 日
	作 成 部 課	航空幕僚監部 総務部総務課広報室
	作 成 年 月 日	令和8年 月 日
品 名	航空自衛隊ボールペン1	
仕 様 書 番 号	市ヶ谷基LP Sー	
指定事項： 3 特別な要求 3.1 印刷 印刷は、次によるほか、細部は商慣習のとおりとする。 a) 印刷方法 単色 回転シルク印刷とする。(基準) b) 加工方法 加工方法は、次による。 1) 契約の相手方は、デザイン案を制作し、官側へ提出すること。なお内容については、官側の意向を踏まえ協議のうえ制作に着手すること。 2) 契約の相手方は、デザインの考案及び編集並びに制作を、社内、外部委託に関わらず、専門のデザイナー若しくはクリエイターに担当させること。 3) 印刷内容の制作に必要な素材は、契約の相手方が準備するものとし、取扱いについては、6.2及び6.3に準ずるものとする。なお、官側の意向により必要と判断した場合のみ、イメージラフ及びサンプルとなる入稿データ（Windows版PowerPointに限る。）を準備する。(付図参照) c) 印刷範囲 官側が承認及び選定したデザインの内容に応じた範囲とするほか製品の性能に支障のない箇所とし、契約相手方の指定及び限定は認めない。(付図参照) 5 出荷条件 5.1 包装及び梱包 包装及び梱包は、次によるほか、細部は商慣習のとおりとする。 a) 包装 透明ポリ袋を使用し、個包装すること。 b) 梱包 梱包は、次による。 1) 梱包については、発送及び運搬に耐えうる強度の段ボール（Cフルート4mm以上の強度）を使用するとともに、輸送中の箱潰れ及び破損等を防止するための対策を講じること。なお、納品後の検品において、輸送中の箱潰れ及び破損等が確認された場合の損害の補償は、全て契約の相手方が責を負うものとし、官側の指示を受け、速やかに補償対応を行うものとする。 2) 1 梱包納入数は官側の意向を反映する事。 3) 端数がある場合は、隙間なく梱包するとともに、発送及び運搬に最適な荷姿にすること。		

※ 航空自衛隊 ボールペン デザインの方向性

航空宇宙自衛隊のロゴと装備機のイラストなどを組み合わせ、航空宇宙自衛隊の活動をイメージさせるデザインにすること。

※ 航空自衛隊ボールペン デザインの一例

